

第1回管理運営協議会における委員意見に対する対応

| No. | 大分類 | 小分類 | 意見要旨 | 対応 |
|-----|----------|---------|--|--|
| 1 | ① 自然環境保全 | 樹木管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・想定以上にみどり資産としての価値が高いと感じた。一方である程度樹木の更新も管理上必要となる。このあたりのバランスを上手くやっていく必要がある。(長濱委員) ・既存木の状態によっては、新たな魅力のある樹木に更新する方法もあるのではないかと。(辻井委員) ・目を引くような樹木を植える等、外から公園を見たときに、公園に対し興味を抱くような工夫をしてはどうか。(辻井委員) ・四季折々の花や樹木があれば公園に入ってみたいと思って頂けるのではないかと。(森委員) | <p>【管理運営協議会にて検討】 樹木の再整備に係る内容や配置等について検討を行い、次年度以降お示しさせていただきます。</p> |
| 2 | | ゾーニング等 | <ul style="list-style-type: none"> ・明石公園等の大きな公園を想定した内容となっているため、西猪名公園の状況に合わせた案を事務局で示して頂き、議論を進めることが良いと考える。(長濱委員) | <p>【管理運営協議会にて検討】 今回事務局案を提示しますので、ご検討をお願いします。</p> |
| 3 | ② 活性化 | 園内施設の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの配置や花の植え方を工夫する等、施設同士の空間をどう使うかが大切である。(長濱委員、小坂委員) ・自然のものを活かして、子ども達が遊ぶエリアがあればよいのではないかと。(森委員) ・多目的広場をプレイパークのように活用し、子どもも楽しめるようにしてはどうか。(小坂先生) ・公園から飛行機や電車といった子どもが好きな乗り物が見られるため、関連会社とソフト面で連携できればよいと考える。(藏原委員) ・施設の収益を活かして花壇整備を行うなど、収益性を活かした展開が考えられる公園である。(長濱委員) | <p>【管理運営協議会にて検討】 合意形成ルール等が確定し次第、個別の案件について検討を行います。</p> |

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】(案)

令和5年11月10日



検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

■ 自然環境保全のあり方について

○課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

【課題】

課題①

○樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

課題②

○樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

課題③

○樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

課題④

○間伐や景観確保のための樹木伐採など公園の管理に関する理解が十分でない。

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

面的対応

○利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**。
※各公園における、園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表。

個別的対応①

○樹木管理に係る**合意形成のルールの作成**。
※樹木管理実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取実施。

個別的対応②

○樹木管理に係る**情報発信のルールの作成**。
※樹木管理実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知。

個別的対応③

○**公園管理に公園利用者が企画・行動するしくみの検討**。

検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



① 西猪名公園におけるゾーニング区分の方針(案)

- ・全体会より園内を地面にある対象物で分類した「ゾーニングⅠ」と眺望を考慮した「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた **ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する方針が示された。
- ・全体会で示されたゾーニング区分は明石公園等の大規模な公園を想定しているため、比較的規模が小さく、スポーツ施設等を中心とした西猪名公園の状況に応じ、下表の通りゾーン区分を整理し、これに基づく「**ゾーニング図A**」を作成する。
- ・各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、管理運営協議会で合意形成を図る。
- ・**個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示した「ゾーニング図B」を作成し**、今後管理運営協議会において継続して更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

西猪名公園におけるゾーニングの整理方針(案)

| 西猪名公園案 | | | | 理由 | |
|----------------|-----------------------|-------------------------------|--|--|-------------------------------|
| 区分 | 対象物 | 自然環境保全の目標 | 樹木管理の手法 | | |
| A 施設ゾーン | ・スポーツ施設、舗装園路等を含む人工構造物 | ・施設の機能維持を優先する。 | ・ 樹木も施設の一部として、施設運営に支障となる場合は剪定や伐採等により適切に管理 する。 | ・施設利用が公園の主な目的となっているため、施設に配慮した樹木管理が必要。 | |
| B みどりゾーン | ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等 | ・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する。 | ・ 利活用に応じた樹木管理 を行う。 | ・保全ゾーン、保護ゾーンに該当する区域がなく、みどりゾーンを細かく分類する必要がないため。 ・第1回管理運営協議会において植栽等を工夫し魅力向上を図ってはどうかとの意見あり。 | |
| | | | ① 利用ゾーン (みどりゾーンで整理) | | ・ 公園の魅力向上に資する樹木管理 を行う。 |
| | | | ② 保全ゾーン | | ・該当なし |
| ③ 保護ゾーン | ・該当なし | ・保護が必要な希少種の生息する森・林等が存在しない。 | | | |
| C 低未利用ゾーン | ・該当なし | ・- | ・- | ・未利用の区域が存在しない。 | |
| D 眺望ゾーン | ・- | ・- | ・- | ・自然環境保全に影響する視点場が存在しない。 | |

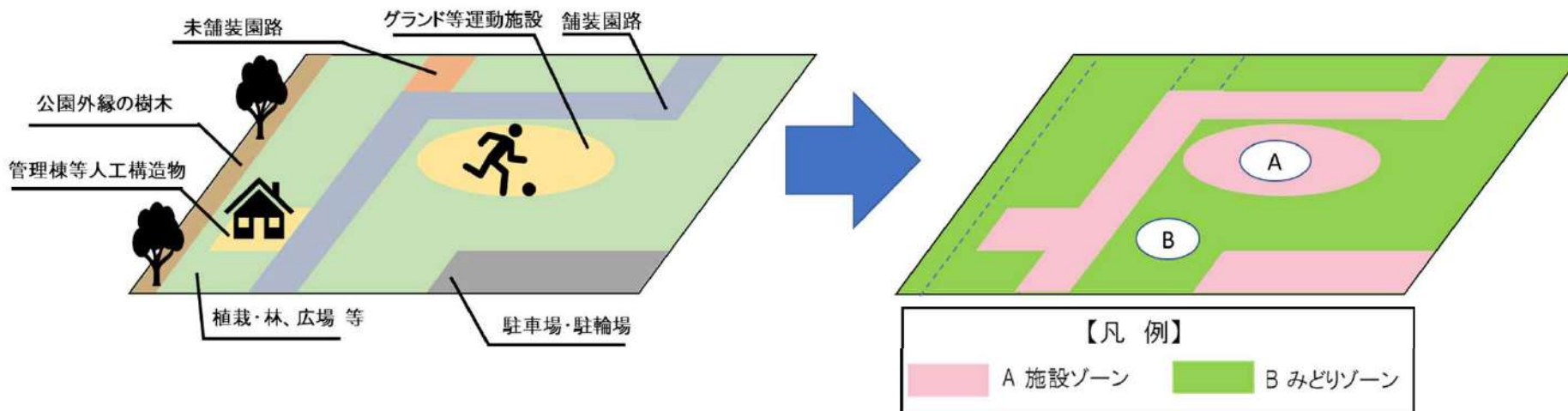


③ ゾーニング図のイメージ

○対象物で分類

| 区分 | 対象物 | 具体的な場所 |
|--|----------------------|--|
| A 施設ゾーン  | ・スポーツ施設、舗装園路を含む人工構造物 | ・球技場、テニスコート ・駐輪場、駐車場 ・公園管理事務所 ・ウォーターランド 等 |
| B みどりゾーン  | ・芝生広場、未舗装園路、林等 | ・桜の広場 ・公園外縁の樹木 等 |

○分類に基づきゾーニングを作成



検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】



○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会において合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。
- ・施設ゾーンの樹木については、施設の新設や改廃実施時におけるルールに基づき合意形成を行う。

| | |
|-----------|----------------------------|
| 日常の維持管理 | 施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採 |
| 特別な維持管理 | 用途変更に伴う樹木伐採等 |
| 緊急かつ危険な場合 | 台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採 |

<合意形成のルール>

| 区分 | 日常の維持管理 | 特別な維持管理 | 緊急かつ危険な場合 |
|---------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 管理運営協議会への報告 | 事前報告 (指定管理者) | 事前報告 (県) | 事後報告 (指定管理者) |
| HP等を通じた意見聴取実施 | ○ (指定管理者) | ○ (県) | — |
| 現地説明会やパブコメ実施 | — | ○ (県) | — |

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。
- ・施設ゾーンの樹木については、施設の新設や改廃実施時におけるルールに基づき情報発信を行う。

<情報発信のルール>

| 区分 | 日常の維持管理 | 特別な維持管理 | 緊急かつ危険な場合 |
|------------|---------------|---------------|------------------|
| HPによる情報発信 | ○ (1ヶ月前から) | ○ (3ヶ月前から) | ○ (工事実施後速やかに) |
| SNSによる情報発信 | ○ (1ヶ月前から) | ○ (3ヶ月前から) | ○ (工事実施後速やかに) |
| 紙媒体による情報発信 | ○ (1ヶ月前から) | ○ (3ヶ月前から) | — |
| 看板の設置 | ○ (1ヶ月前から) | ○ (3ヶ月前から) | — |
| 現地説明会の開催 | — | ○ (2ヶ月前) | — |



○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

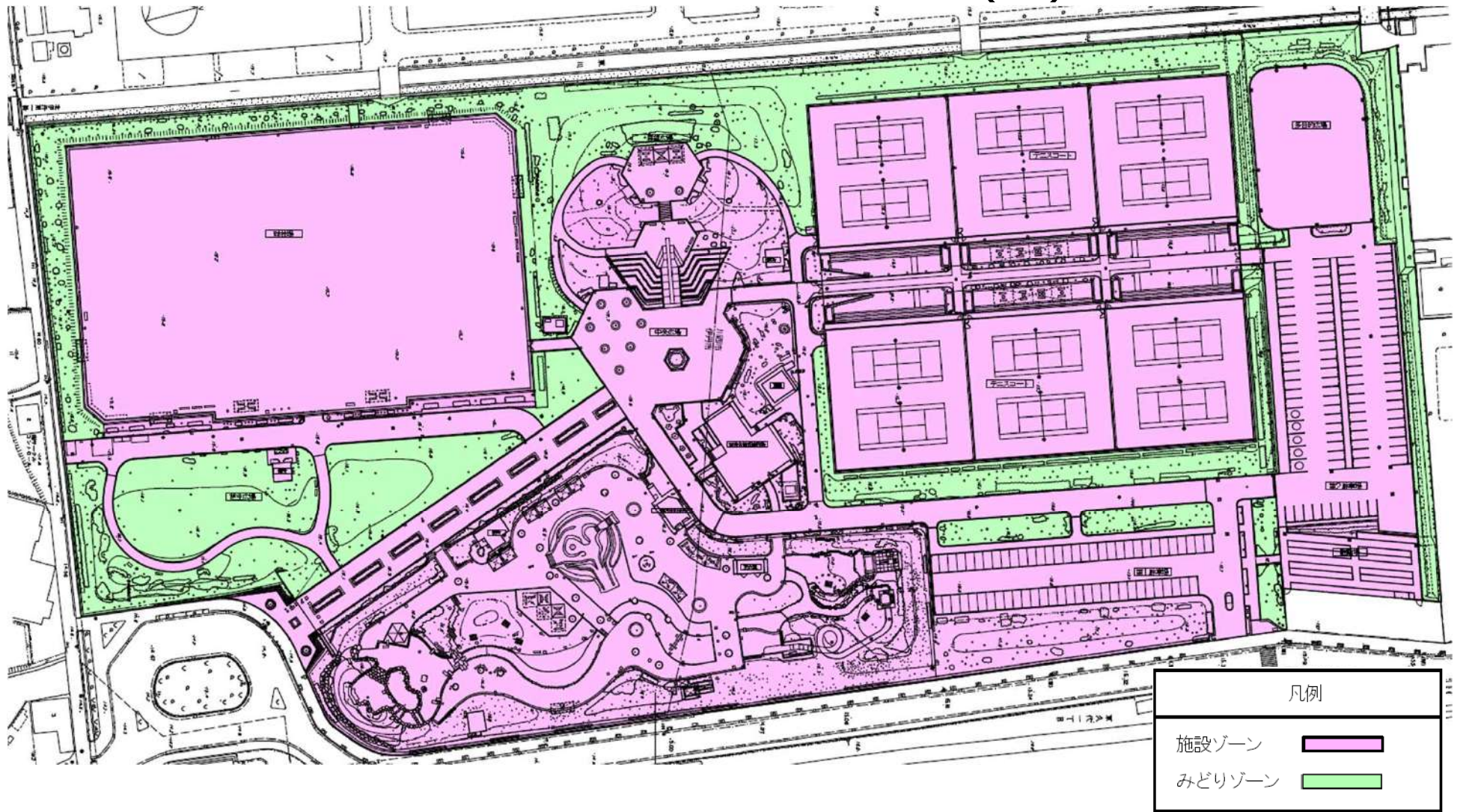
- ・公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）
- ・公園利用者や地域の方を巻き込んだ花壇作りの実施。

西猪名公園ゾーニング図A(案)

資料 2 - 2



西猪名公園ゾーニング図B(案)

資料 2 - 3

